

特定都市河川

みんな で取組む 流域治水





気候変動による水災害の激甚化・頻発化

時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、今後さらに気候変動による水災害の激甚化・頻発化が予想されることから「流域治水」への転換が必要です。

近年の台風・大雨による浸水被害



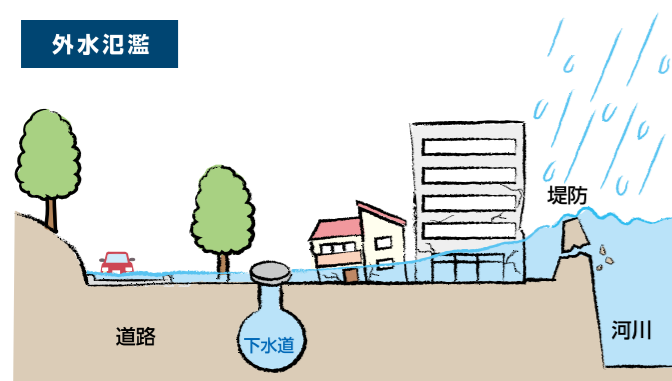
気候変動の影響により、降雨量や洪水発生頻度の増加が懸念されています。

気候変動シナリオ*	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

表:降雨量変化倍率をもとに算出した流量変化倍率と洪水発生頻度の変化
*産業革命以前に比べて世界の平均気温がそれぞれ2℃、4℃上昇した場合の21世紀末時点における予測

外水氾濫と内水氾濫

外水氾濫



外水氾濫

河川水位が上昇し、堤防の決壊や溢水により浸水。

内水氾濫



内水氾濫

下水道の雨水排水能力を上回り浸水 あるいは河川水位の上昇により下水道から河川へ放流できず浸水。

流域治水の推進

流域治水:流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

これまでの対策の加速化
(行政)

被害対象を減少させるための対策

- ・居住の誘導(高台への移転等)
- ・建築物構造の工夫(ピロティ化等)
- 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

浸水ハザード情報の提供 等
さらなる対策
(行政+住民+企業)





特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

平成15年制定時の主な制度

対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

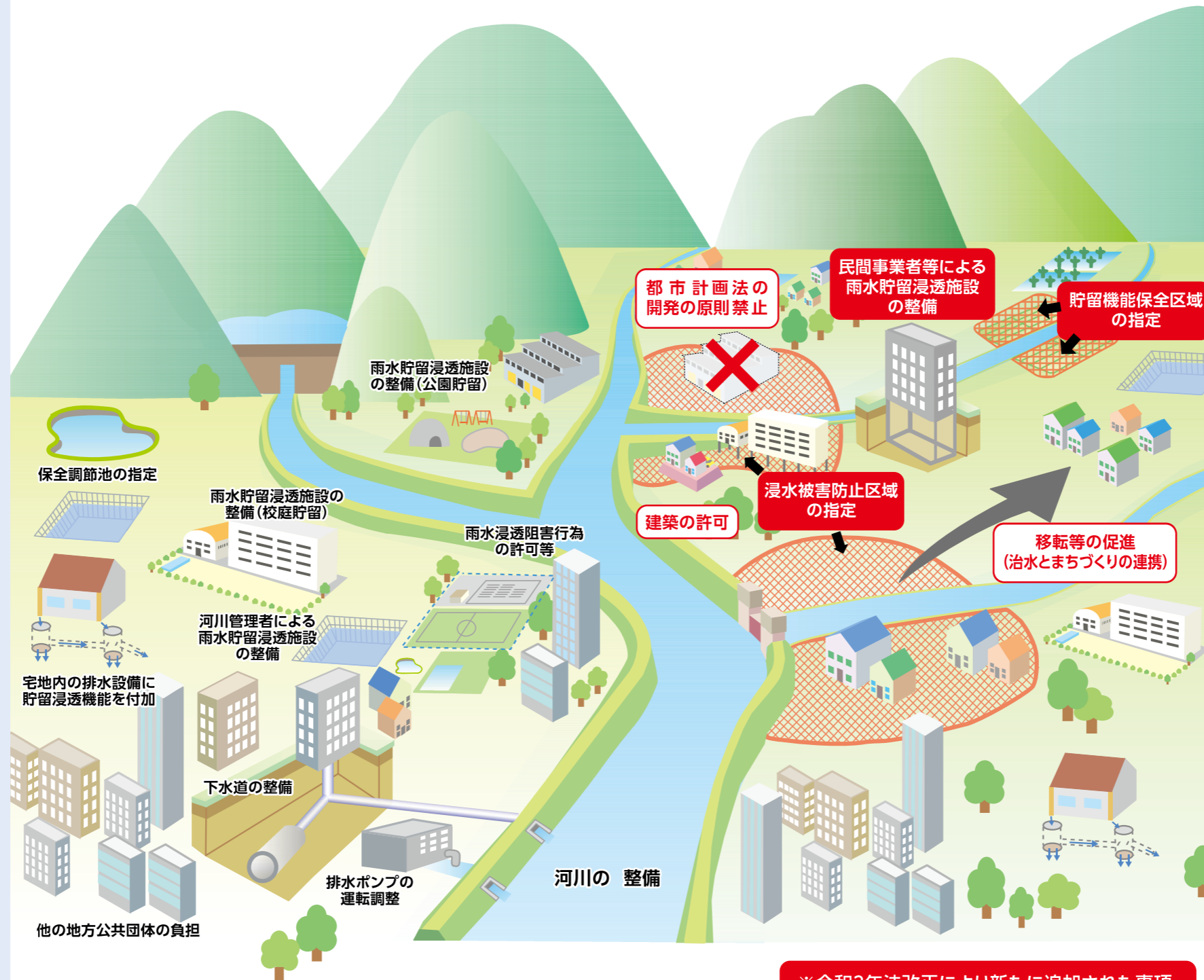
保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



※令和3年法改正により新たに追加された事項

令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状態」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

特定都市河川の指定によって みんなでできる 5つのこと

みんなが参加できる仕組み



流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会

計画に基づくハード対策の加速化



特定都市河川・
特定都市下水道の整備

雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制



雨水浸透阻害行為の許可
雨水貯留浸透施設整備計画の認定

流域における貯留機能の保全



保全調整池の指定
貯留機能保全区域の指定

水害リスクを減らすまちづくり
住まい方の工夫



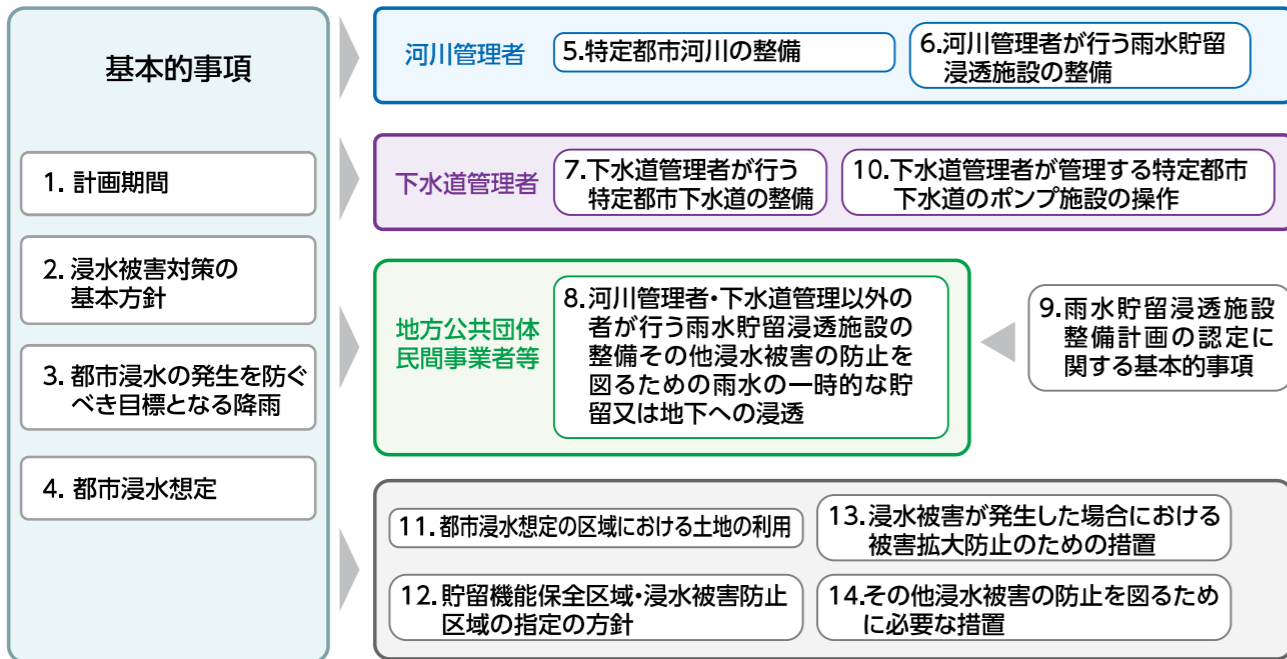
浸水被害防止区域の指定



みんなが参加できる仕組み

流域水害対策計画の策定(第4条)
流域水害対策協議会(第6条・第7条)

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定

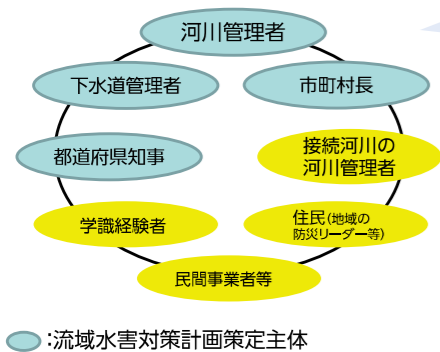


流域水害対策計画に記載する事項



流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する流域水害対策協議会を設置

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)
国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

👉 構成員は協議結果を尊重



大和川流域水害対策協議会

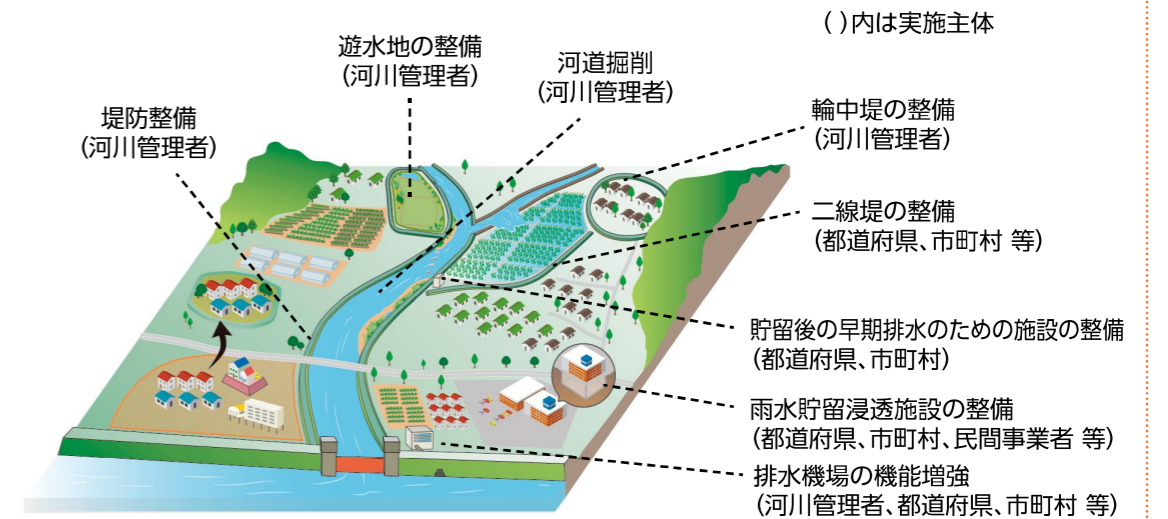


計画に基づくハード対策の加速化

特定都市河川・特定都市下水道の整備

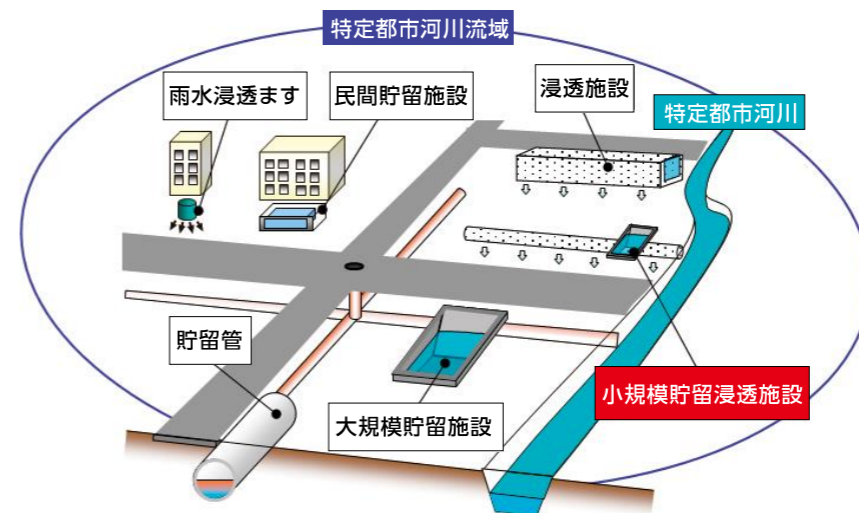
流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行うハード対策に予算を重点措置

特定都市河川におけるハード対策(河川)の例



特定都市河川流域における浸水対策強化のため、下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実に加え、下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象要件(対象施設の下水排除面積)を緩和

下水道浸水被害軽減総合事業の例



交付対象

- 排水施設
 - 雨水貯留浸透施設
- 施設規模要件を緩和して
下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
 - 河川等からの逆流防止施設
 - 防水ゲート、止水板 等



雨水流出の増加を抑制

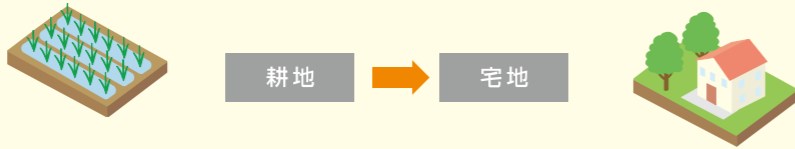
雨水浸透阻害行為の許可 (第30条)

一定規模*以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付け

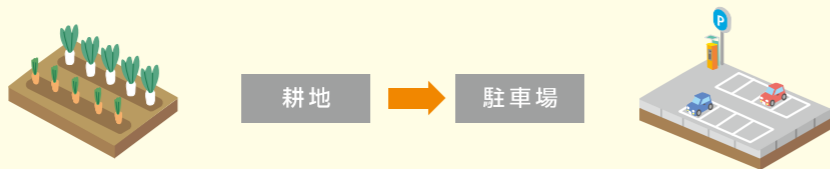
*1,000㎡。ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲内で別に定めることが可能。

雨水浸透阻害行為の例

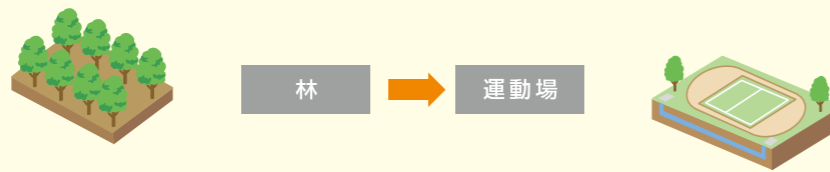
1 「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更



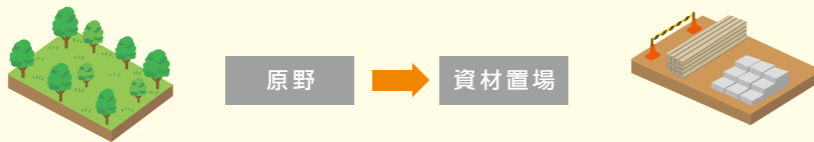
2 土地の舗装



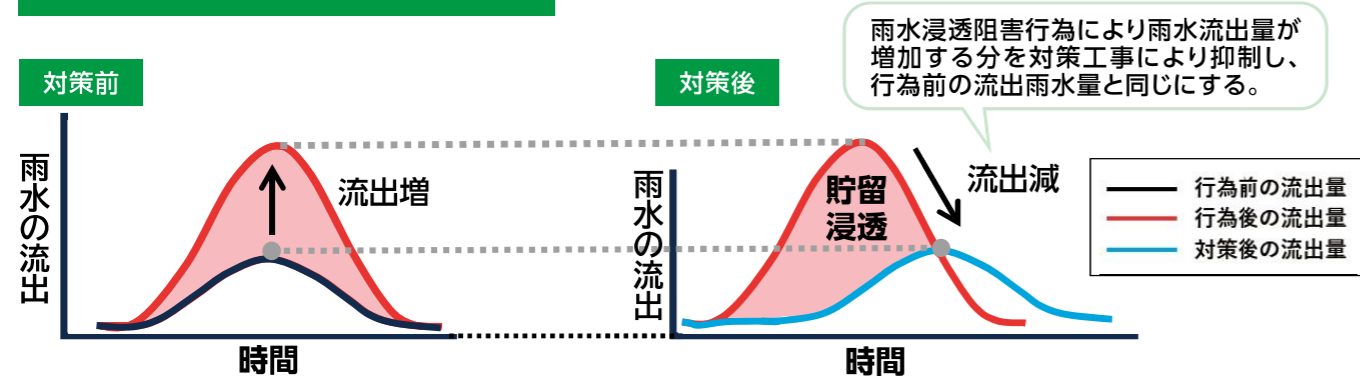
3 排水施設を伴う
ゴルフ場、運動場の
設置



4 ローラー等により土地
を締め固める行為



雨水の流出抑制イメージ



雨水流出のさらなる抑制

雨水貯留浸透施設整備計画の認定 (第11条)
雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助 (第16条・第79条)
国有地の無償貸付等 (第80条)

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援

地方公共団体向け

- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る法定補助
- ・雨水貯留浸透施設の設置用地としての国有地の無償貸付等

民間事業者等向け

- ・一定規模以上の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度
- ※認定を受けた施設については各種支援制度が活用可能
- ・雨水貯留浸透施設整備に係る費用の一部を補助
- ・固定資産税の減免

雨水貯留浸透施設整備に関する補助制度の活用例

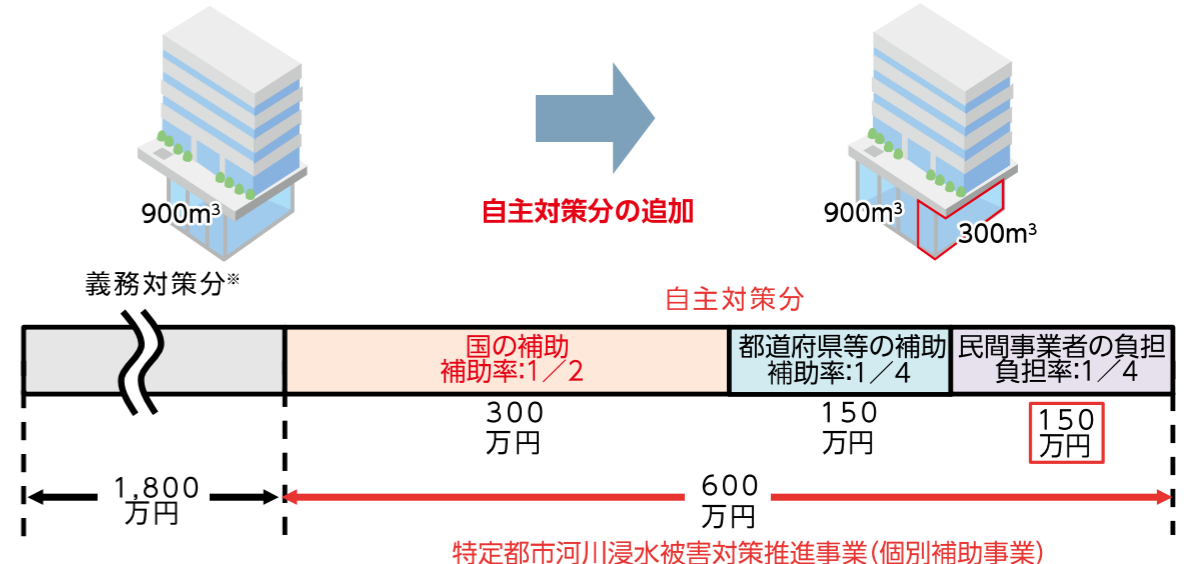
(特定都市河川浸水被害対策推進事業・流域貯留浸透事業)

特定都市河川流域内での整備では、自主対策分の整備に対する国からの補助が個別補助金に移行し、補助率がアップ



雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量(義務対策分) 900m³(負担額1,800万円)の場合

義務対策分:900m³(1,800万円)に加え、自主対策分:300m³(600万円)を追加した場合



※義務対策分については流域貯留浸透事業(防災・安全交付金)を活用することが可能



流域における貯留機能の保全

保全調整池の指定等(第44条～第52条)
貯留機能保全区域の指定等(第53条～第55条)

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全

保全調整池

- ・100m³*以上の防災調整池について都道府県知事等が指定できる
- ・貯留機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務付け
- ・地方公共団体が所有者と協定を締結して保全調整池を管理できる

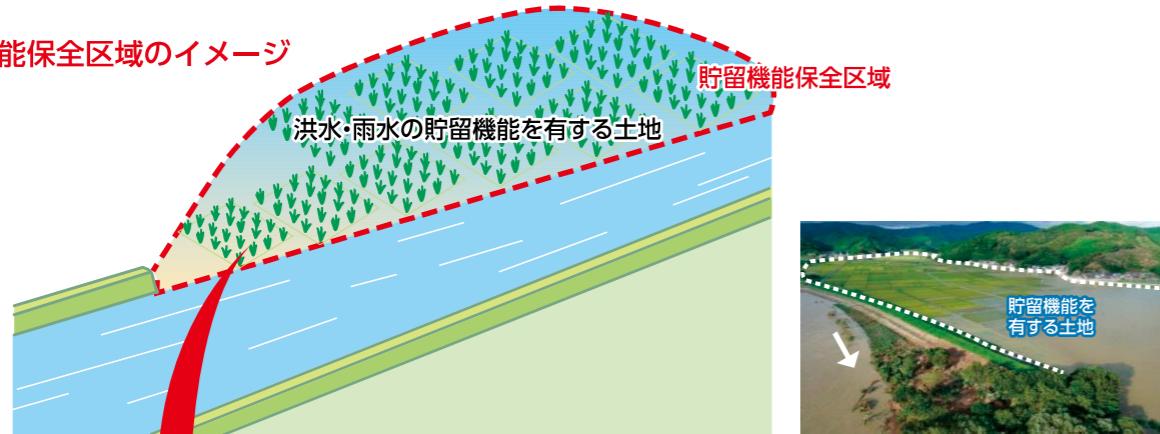
*都道府県等の条例で引き下げ可能



貯留機能保全区域

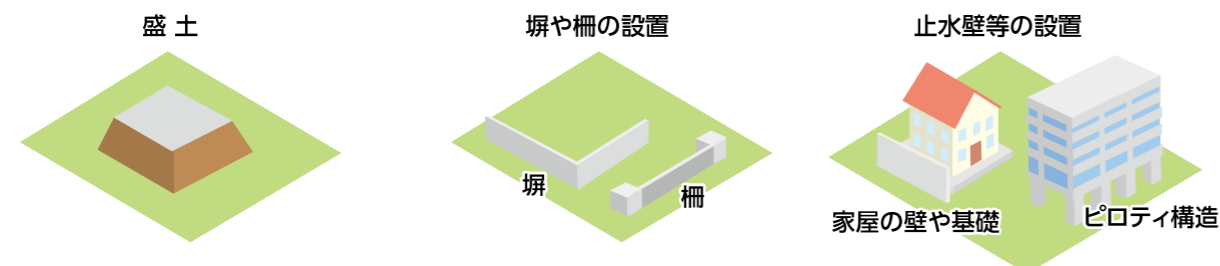
- ・河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
- ・機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け
- ・固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減

貯留機能保全区域のイメージ



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例



水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等(第56条～第76条)

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

居住を避ける

- ・自己住居用の住宅以外の開発行為について、原則禁止
- ・立地適性化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る

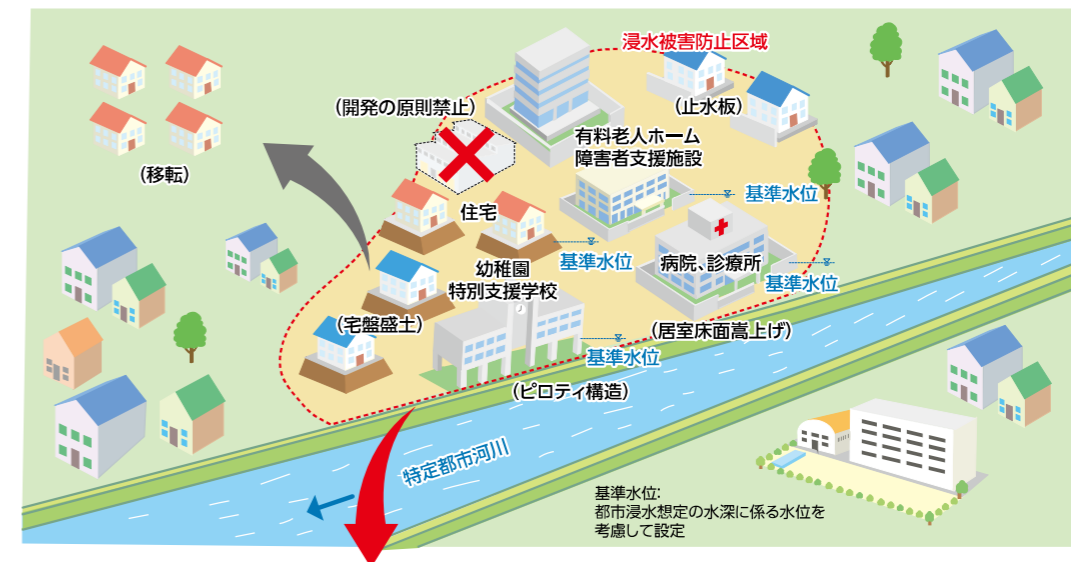
- ・住宅(非自己)、要配慮者施設*建築のための盛土・切土等を伴う行為(特定開発行為)を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか等の事前許可が必要
- ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設の建築行為(特定建築行為)を対象に、居室の床高を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要

*要配慮者施設:社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

移転を促す

- ・被災前に安全な土地への移転を推進することが可能となるよう、移転に関する各種支援制度の活用が可能

浸水被害防止区域のイメージ



浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

高上げ等の支援制度

- 災害危険区域等建築物防災改修等事業
 - ・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援
- 流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業
 - ・区域内の宅地の高上げ等に係る支援

移転の支援制度

- 防災集団移転促進事業
 - ・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援
- がけ地近接等危険住宅移転事業
 - ・区域内からの住宅の移転に係る支援
- 都市構造再編集集中支援事業
 - ・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化
- 流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業
 - ・区域内からの家屋の移転に係る支援



特定都市河川に関する Q&A

Q

全国でどのぐらいの河川が特定都市河川指定されていますか？

A

特定都市河川指定の件数について法改正以前では、全国で8河川*でしたが、法改正後は年々増加しており、全国で流域治水の取組みが広がっています。最新の指定件数は特定都市河川ポータルサイトに掲載しています。

*鶴見川、新川、寝屋川、巴川、境川(愛知)、猿渡川、境川(東京・神奈川)、引地川

Q

特定都市河川浸水被害対策法の法令や運用通知等はどこに掲載されていますか？

A

特定都市河川ポータルサイトに法令、運用通知、施行に関するガイドライン等のリンク先をまとめていますので、詳細はそちらを参照してください。

Q

雨水浸透阻害行為の許可にあたり、雨水貯留浸透施設の必要容量等を計算するツールはありますか？

A

雨水貯留浸透施設の必要容量等の概算や申請等がより簡略に行えるような計算システムやユーザーズマニュアルを、特定都市河川ポータルサイトに掲載しています。

特定都市河川ポータルサイト

検索



特定都市河川ポータルサイトでは、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載しています。

■ 特定都市河川浸水被害対策法の基礎情報

■ 特定都市河川の取組情報

▶ 全国を取組状況を掲載(随時更新)

■ 流域水害対策計画の策定状況

▶ 全国で策定された流域水害対策計画について掲載(随時更新)

■ 雨水浸透阻害行為の許可

▶ 調整池容量計算システム(計算ツール)

▶ 雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料(全国の事例)

ポータルサイト
QRコード



※この他にも特定都市河川に関する最新情報を随時更新・掲載

問い合わせ先 国土交通省 03-5253-8111(代表)

■ 特定都市河川浸水被害対策法全般

河川事業及び雨水貯留浸透施設の整備

【水管理・国土保全局治水課】

TEL : 03-5253-8455

■ 下水道の相談窓口

【水管理・国土保全局 大臣官房参事官

(上下水道技術)付】

TEL : 03-5253-8432

■ 地域の相談窓口

北海道開発局流域治水推進室	TEL 011-709-2311(代表)	Mail : hkd-ky-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局流域治水推進室	TEL 022-225-2171(代表) (内線3613)	Mail : thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局流域治水推進室	TEL 048-601-3151(代表)	Mail : ktr-tokutei_toshikasen@nyb.mlit.go.jp
北陸地方整備局流域治水推進室	TEL 025-370-6770(直通)	Mail : hrr-ryuikichisui-po@gxb.mlit.go.jp
中部地方整備局流域治水推進室	TEL 052-953-8257(直通)	Mail : cbr-ryuikichisui@gxb.mlit.go.jp
近畿地方整備局流域治水推進室	TEL 06-6945-6355(直通)	Mail : kkr-ryuikichisui-byall@gxb.mlit.go.jp
中国地方整備局流域治水推進室	TEL 082-221-9231(代表) (内線3631)	Mail : chugoku-ryuikichisui@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局流域治水推進室	TEL 087-811-8317(直通)	Mail : skr-kawakei@mlit.go.jp
九州地方整備局流域治水推進室	TEL 092-476-3523(直通)	Mail : qsr-tokuteitosikasen@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局河川課	TEL 098-866-1911	